

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第82回）	参考資料 6
令和7年9月8日	

キャリアアップ^o助成金関係資料

厚生労働省 雇用環境・均等局
有期・短時間労働課

キャリアアップ助成金 事業所アンケート概要（社会保険適用時処遇改善コース）

調査目的

- キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の活用状況や実態を把握し、同コースの効果等を明らかにすることを目的とし、実施。

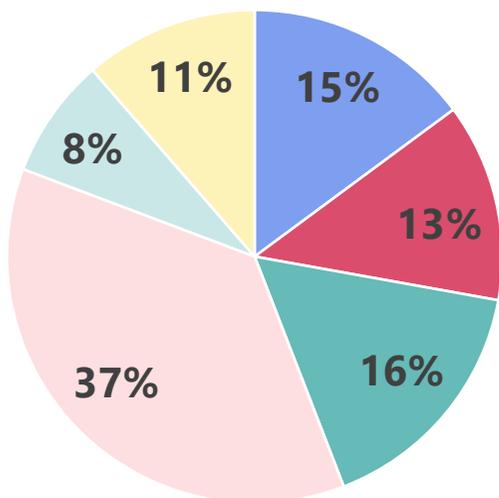
調査実施概要

	事業所調査
調査対象	キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース以外のコースを含む。）の支給決定を受けた、14,698事業所
有効回収（回答）率	有効回答数 3,344事業所 有効回答率22.8% （うち社会保険適用時処遇改善コースについて支給申請済み：546事業所）
調査期間	令和6年11月29日～令和7年2月28日
調査方法	都道府県労働局を通じて、上記調査期間中に支給決定を受けた事業所に質問票を郵送し、都道府県労働局宛て郵送又はメールで回答。 都道府県労働局にて集計後、厚生労働省宛て報告。

キャリアアップ助成金事業所アンケート結果（社会保険適用時処遇改善コース）①

取組前後の、短時間労働者の厚生年金・健康保険適用者数の増加割合

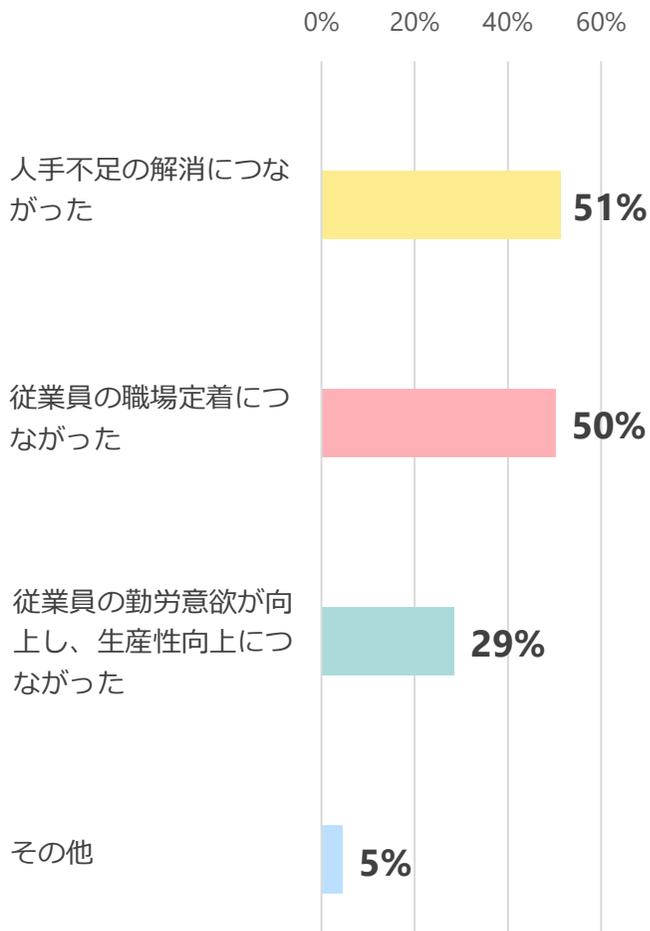
※1つのみ回答。当該コース申請事業所のみ回答。 n=546



- 20%以上増加した
- 10%以上20%未満増加した
- 5%以上10%未満増加した
- 5%未満増加した
- 変化なし
- 何とも言えない・分からない

社会保険加入者が増えたことによる恩恵

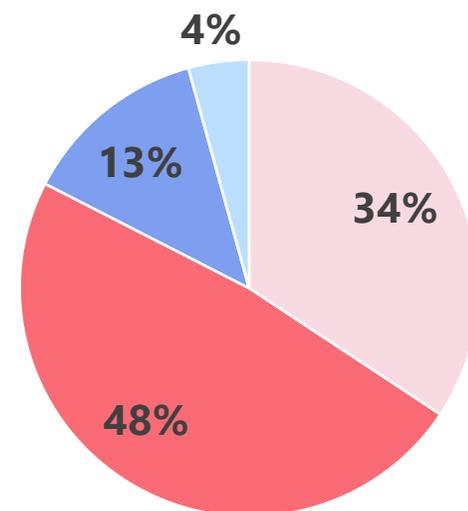
※複数回答。当該コース申請事業所のみ回答。 n=546



キャリアアップ助成金が契機となり人手不足解消や従業員の職場定着等、年収の壁を意識せず働くことができる環境づくりに資することとなったか

※1つのみ回答可。当該コース申請事業所のみ回答。
※四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

n=539

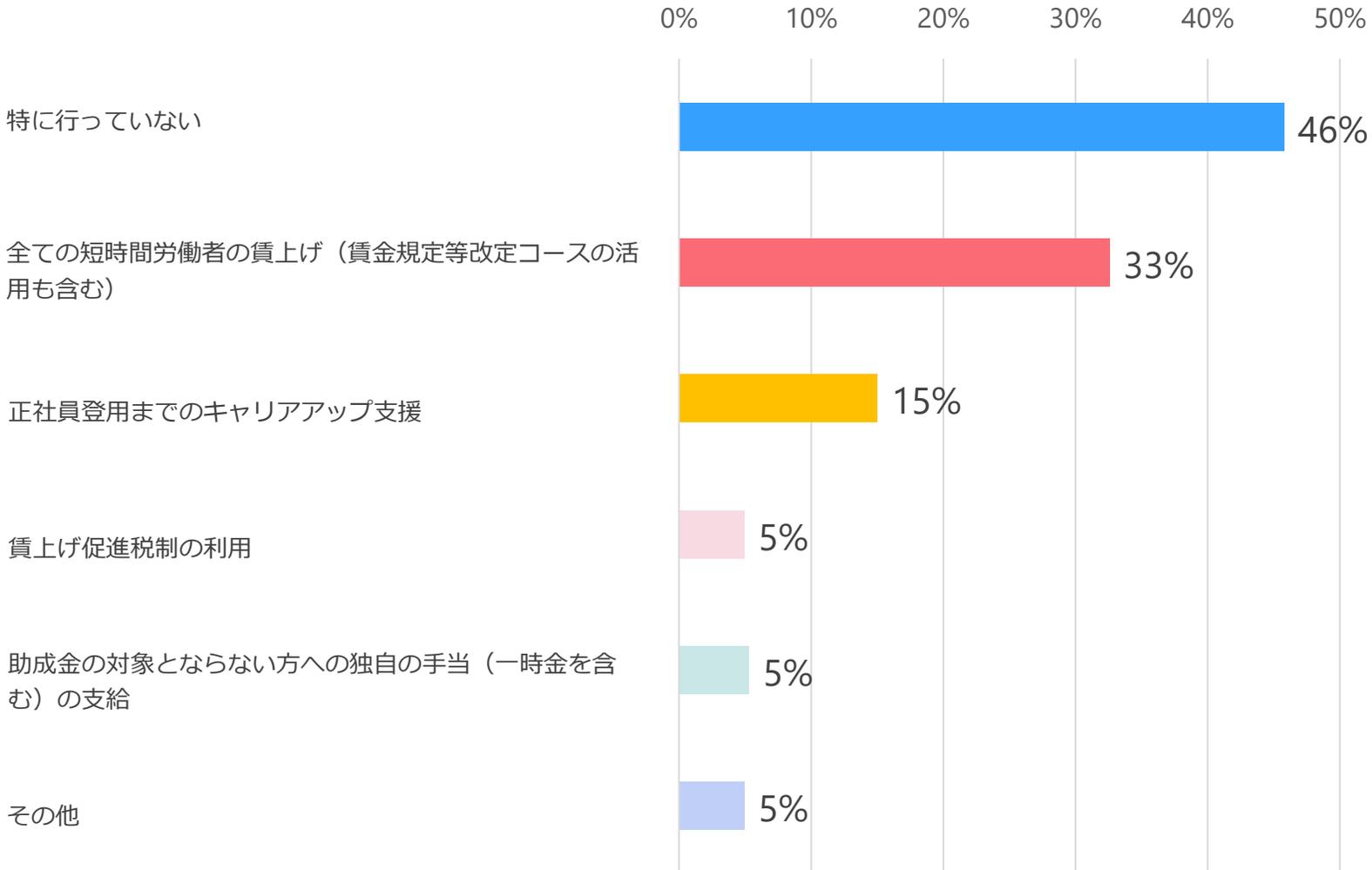


- なった
- どちらかといえばなった
- どちらかといえばならなかった
- ならなかった

キャリアアップ助成金事業所アンケート結果（社会保険適用時処遇改善コース）②

社会保険適用時処遇改善コースの利用にあたって、本コースの支給要件以外で行った取組

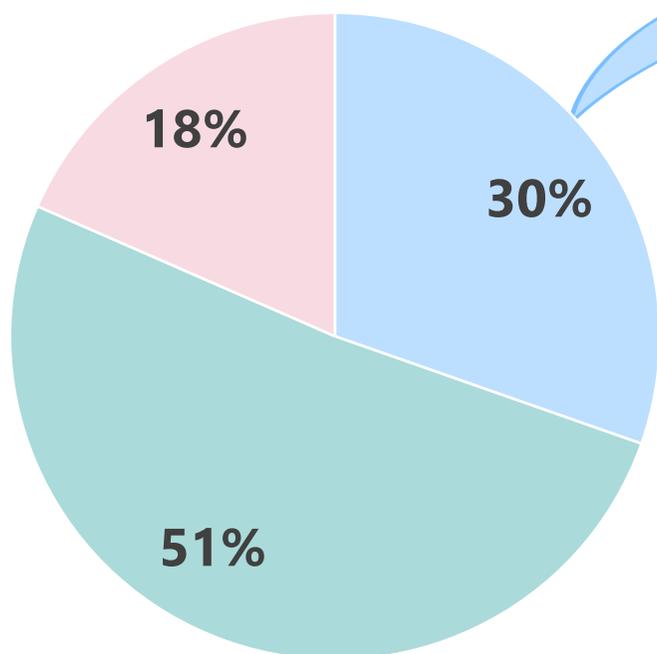
※複数回答可。当該コース申請事業所のみ回答。 n=546



キャリアアップ助成金事業所アンケート結果（社会保険適用時処遇改善コース）③

計画届作成時点の取組予定労働者数と実際に社会保険が適用された人数の差異

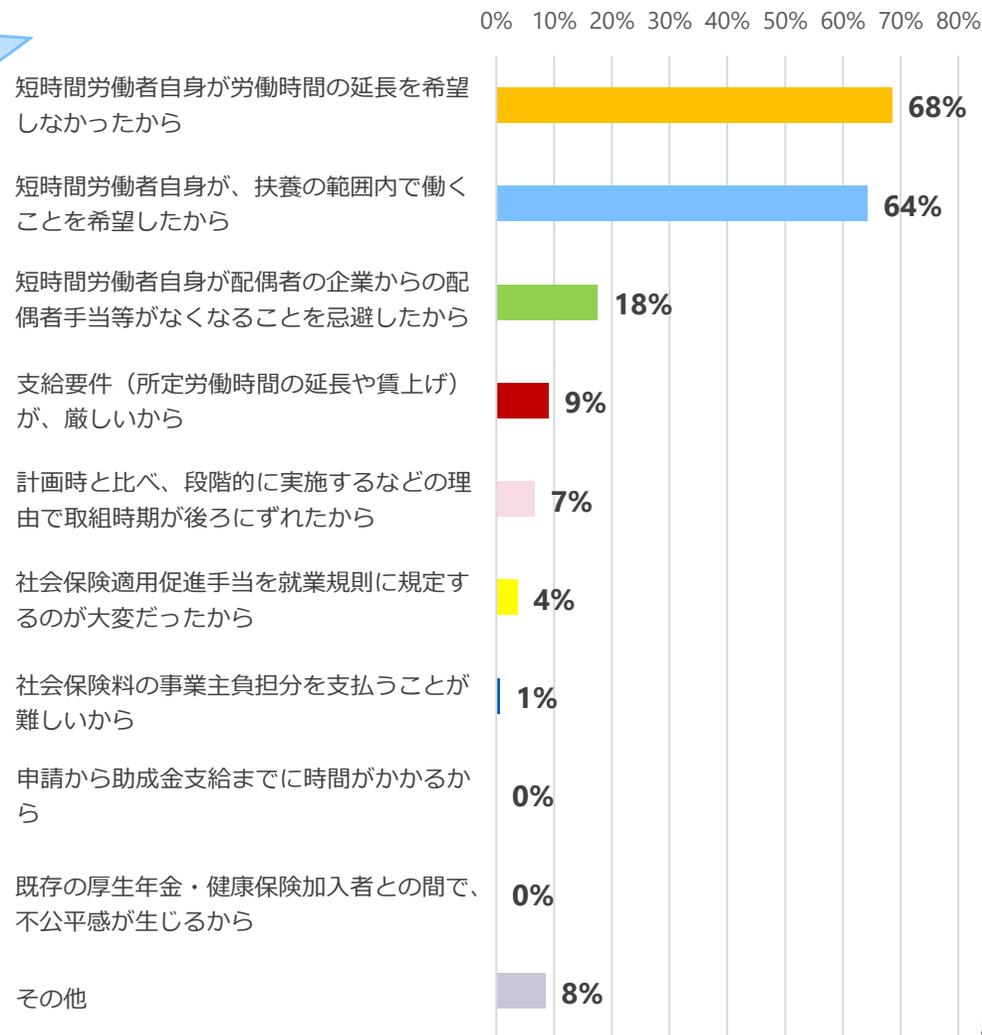
※1つのみ回答可。当該コース申請事業所のみ回答。
 ※四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。 n=543



- 計画届時点より少ない人数に取組を実施
- 計画届と同じ人数に取組を実施
- 計画届時点より多くの人数に取組を実施

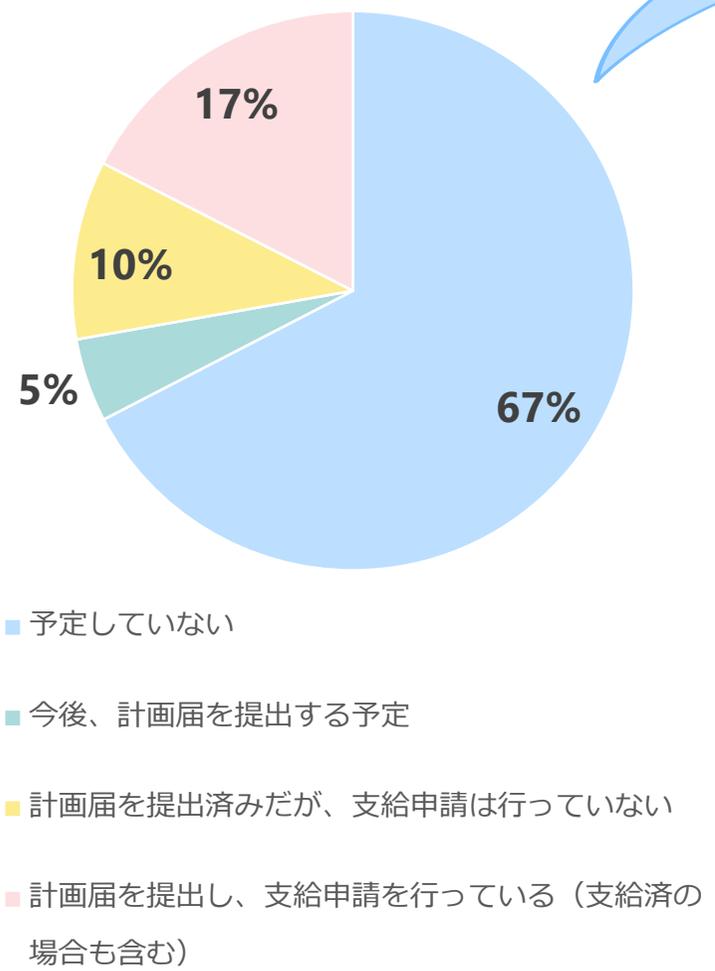
取組人数が減った要因

※複数回答可。左記質問で「計画届時点より少ない人数に取組を実施」と回答した事業所のみ回答。 n=165

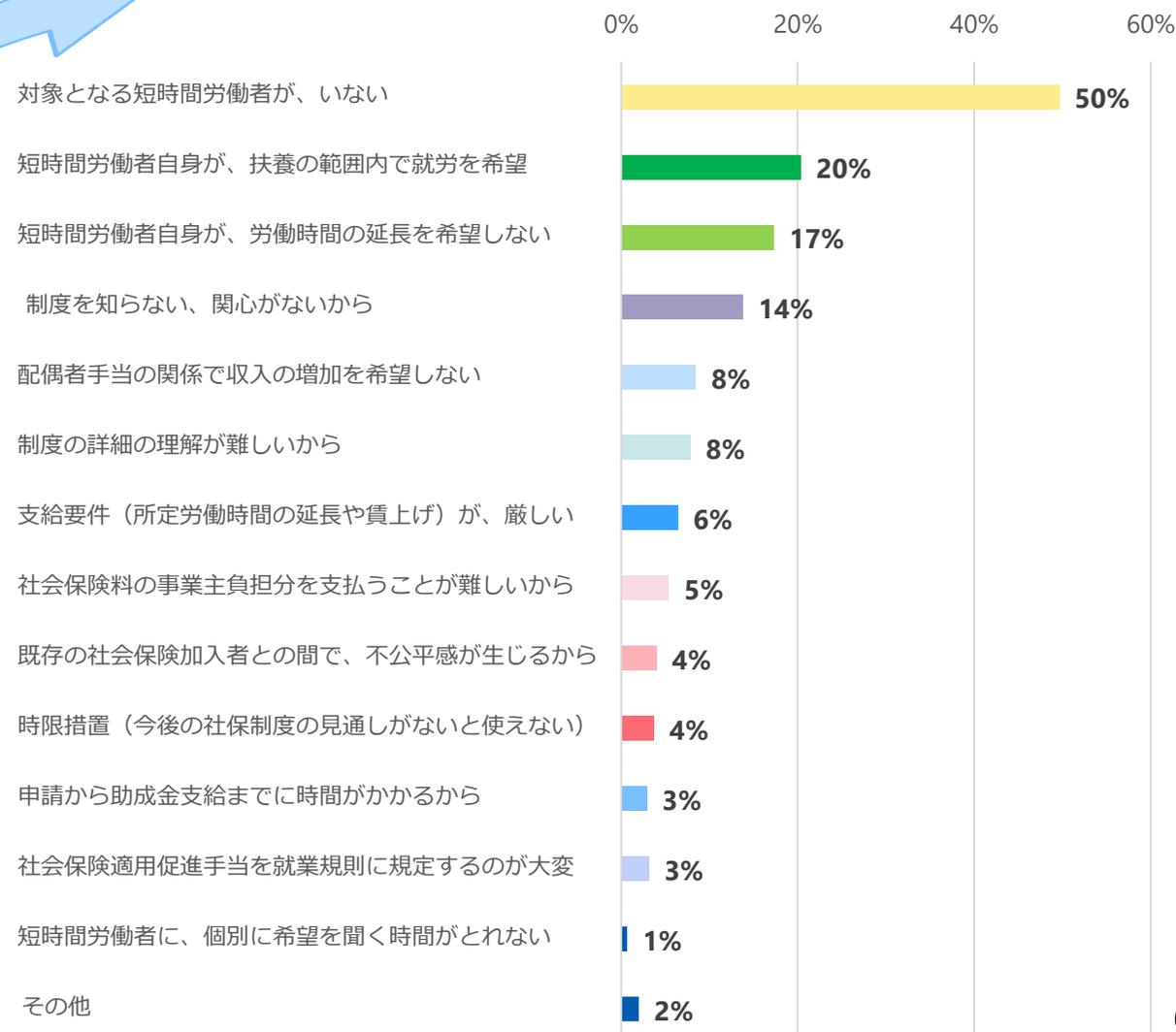


キャリアアップ助成金事業所アンケート結果（社会保険適用時処遇改善コース）④

社会保険適用時処遇改善コースの利用（予定）状況
 ※1つのみ回答可。
 ※四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。
 n=3,127



利用の予定がない理由
 ※複数回答可。左記質問で「予定していない」と回答した事業所のみ回答。
 n=2,107



計画提出後未申請の事業所に対するヒアリング結果

趣旨

- 令和6年11月以降に実施したアンケート調査は、助成金の支給決定を受けた事業所を対象にしたものであることから、キャリアアップ計画を提出した後、支給申請がなされていない事業所について、その理由を把握することはできない。
- このため、本年2月、追加的にそのような事業所を選定して、電話等により申請勧奨を行うとともに、ヒアリングを実施した（※）。

※計画届を提出している事業所のうち、一定期間（概ね6か月以上）経過後において支給申請がなされていない事業所を70か所選定して実施。（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7労働局管内にある事業所を10事業所ずつ選定。）

支給申請がなされていない理由

※複数回答であることから、ヒアリング対象事業所数と回答総数は一致しない。

- | | |
|--|-------|
| (1) 対象労働者は既に社会保険に加入しており、今後申請予定 | 27事業所 |
| (2) 対象労働者と話し合いを継続中 | 13事業所 |
| (3) 既存の厚生年金・健康保険加入者との間で、不公平感が生じるから | 8事業所 |
| (4) 対象労働者はいるが、社会保険料負担等が大きいため、社会保険加入を断念 | 13事業所 |
| (5) 対象労働者はいるが、助成金の手続きが煩雑なため申請を断念 | 6事業所 |
| (6) 対象労働者と話し合った結果、本人の事情（扶養の範囲内で働くことを希望等）により利用しないこととなった | 18事業所 |
| (7) 対象労働者が、労働時間を延長することが困難になった | 5事業所 |

ヒアリング時の事業所コメント例

- 社会保険には加入したが、対象者の都合で延長できた労働時間が短かった。 ●社会保険には加入したが、対象者が離職してしまった。
- 事業所数が多く、足並みを揃えられない。 ●担当者が変わり、引継ぎが行われず存在を知らなかった。
- 労働者本人から申出があれば申請を行うが、事業所側から加入の声掛け等を行っていない。
- 手続きに係る労力が大変なので、断念した。
- 将来申請する可能性を考慮して計画を提出したが、現時点では対象者が発生しておらず申請に至っていない。

キャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時処遇改善コース

- ▶ 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- ▶ 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- ▶ 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- ▶ 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
 ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

- ※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。
 ※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

1年目に(1)の取組による助成（20万円）を受けた後、2年目に(2)の取組による助成（30万円）を受けることが可能。